

## 第四節 調査研究、事業など

### 一 邦楽調査掛

邦楽調査掛は明治四十年（一九〇七）十月、文部省によって設けられた。設置は数年来の懸案であったが、平曲家館山漸之進が先に平曲保存を文部大臣にたびたび嘆願していたことなどが実現の契機となった。「専ら邦楽ノ調査及保存ヲ爲ス」（規定 第一〇）ことを目的とし、当初の事業計画を楽曲の五線譜記譜と蓄音機吹き込みによる保存、そして公開演奏会とした。経費の都合で吹き込みは同時にはとりかかれなかったが、翌四十一年二月には実施し、演奏会は四十年十二月に開催し、大正二年には一般公開している（第六回邦楽演奏会）。また四十一年三月から文部省属官であった高野辰之が調査囑託となり、邦楽調査掛の新たな事業計画が実現へと向かうことになる。そして同年十月に高野に勧められて福田勘藏（黒木勘藏）が雇となり（四十四年に囑託）、高野の下で邦楽年表の編纂に着手し、四年後に邦楽調査掛の最初の刊行本『近世邦楽年表 常磐津・富本・清元之部』を完成させた。邦楽年表をはじめとしてその他の出版事業計画も早々に実施されている。圖書の蒐集・保存（謄写）にも力を入れ、それに関連して図書展覧会も開催した。事業成果は、昭和二年に三冊目の『近世邦楽年表』（義太夫之部）が刊行され、五線譜採譜も弘田龍太郎の努力で同三年までにかなり整理・浄書された。しかしその後は進展せず、楽譜は他の成果とともに未公開のまま残されることとなる。昭和十八年四月以降の邦楽調査掛の存廃は未詳である。

本節ではそれら諸事業の経緯および内容を示す資料の一部を掲載するにとどめる。関係書類については『邦楽調査掛関係書類』（文書綴二冊。明治四十年十一月より大正十三年三月）としてまとめられている。なお「邦楽調査掛規程」は第三章第一節に掲載される。

#### (一) 邦楽調査掛概況

##### 事業計画

「規程」は四十年十月二十五日に定められるが、すでに十月一日（火）から最初の事業である五線譜採譜の作業が開始された。さらに開始に先立ち、囑託員が九月十七日に召集されている。

九月十七日 火曜日 雨

本日午前九時館山漸之進菅野藤次郎吉野萬太郎岡村庄吉永井素岳伊藤棟太郎出校シタルニヨリ校長室ニ召集囑託辭令書ヲ交附セラレ而シテ更ニ校長ハ一同ニ對シ邦楽調査掛設置ノ理由竝ニ調査ノ方針ニ就キ訓示セラレタリ 但當日西山龜助ハ不參

富尾木主事ハ出勤定日ノ打合ヲナシ差向キ左ノ通決定セリ

十月中日割

吉野萬太郎	午前一日	八日	十五日	二十二日	
館山漸之進	午前一日	七日	十四日	二十一日	二十八日
伊藤棟太郎	午前二日	十日	十六日	二十三日	
菅野藤次郎	午後三日	九日	午前十九日	二十九日	
岡村庄吉	午後十一日	十八日	二十五日	二十八日	

(日誌)

富尾木知佳主事が校長に提出した意見書および当初の事業計画など（九月十三日・十一月十五日）。この文書は校長より福原文部省専門局長宛に提出された（四十年十一月十六日起案、三十日決行）。

#### 邦樂調査ニ關スル意見

調査科目ノ選擇及其順序ハ專ラ本邦音樂史上ニ於ケル學術的分類ニ據リ而シテ可成歴史的科學的調査研究ヲ爲スヲ目的トス故ニ此ノ目的ニ對シテ必要ナル各方面ノ調査ハ亦緊要缺クベカラザル事タルハ論ヲ待タス而シテ其科學的方法トハ樂曲ノ構造及形式上ニ於ケル發展ノ經路即チ樂曲ノ旋律相互間ノ內的、本質的關係ノ調査ヲ目的トスルモノニシテ其歴史的方法トハ新舊時代ノ前後繼續的關係及各種時代ノ一般文藝及其文藝ノ素因ヲ形成スル宗教的政治的社交的其他事物ノ勢力感化ヲ研究スルヲ目的トスルモノナリ是レ實ニ學術的見地ヨリスル根本的普汎的方法ナリ然レトモ今日實際調査ニ著手スベキ科目上ノ順序トシテハ單ニ此ノ科學的歴史的方法ニノミ準據スベカラサル事情ノ存在ニ際セリ故ニ此ノ事情ヲ參酌シテ邦樂調査掛ノ採ルベキ順序ヲ考フルヲ要ス然ラハ如何ナル事柄ノ以テ參酌ヲ要スベキカ曰ク古來本邦樂曲中或ハ既ニ全然廢滅ニ歸シテ如何シテモ其痕跡ヲタニ窺知スルコト能ハサルモノスラアリ或ハ一部其跡ヲ尋ネ或ハ他形式ノ樂曲中ニ散點シテ漸ク其面影ヲ忍ブニ足ルモノアリ或ハ樂曲ノ比較的研究上ヨリ僅ニ其趣致ヲ味フコトヲ得ルモノアリ或ハ將ニ滅亡ニ瀕シツ、アルモノアリ此ノ如キ者ハ必スシモ年代ノ關係上古代ニ屬スル者ニノミ限ラル、ニアラズシテ却テ比較的近代ノ發展ニ係ル者ニ於テスラ之アルヲ見ル故ニ目下ノ順序トシテハ先ツ

此等廢滅セントシ或ハ殘存セル樂曲調査ノ最大急務ナルヲ切ニ感スルモノナリ從テ樂曲ノ生存上今ニ於テ比較的緊急ノ調査ヲ要セザルモノハ寧ロ後日ノ調査ニ讓ルノ至當ナルヲ認ム然レトモ調査ノ目的ハ既ニ之ヲ明記セルガ如ク純科學的歴史的研究ニ待タサルベカラサルガ故ニ樂曲調査ノ相互關係ノ必要上亦現在ニ於テモ充分其命脈ヲ維持シ或ハ本邦民樂トシテ盛ニ流行シツ、アル樂曲ト雖トモ又共ニ其調査ヲ要スルコトアリ約言スレバ一方ニ於テハ目下應急ノ順序上先ツ廢滅セントスル樂曲ヲ調査スルト同時ニ他方ニアリテハ科學的研究ヨリスル必然ノ結果トシテ盛ニ流行スル俗樂ニシテ殆ント何等保存調査ヲ要セザルガ如キモノモ又之ガ調査ノ必要ヲ感スルノ切ナルヲ覺ユ必竟樂曲ハ其性質上同時的並行的關係調査ヲ要スル者トス

更ニ之ヲ考フルニ調査順序ハ亦單ニ上述ノ條件ニノミ據ルベカラザルモノアリ之ニ加フルニ樂曲ノ難易及樂曲ノ地方的關係ナリ之レ調査順序ノ決定上大ニ注意スベキ要件ナリトス先ツ調査上難易ノ問題ニ付テハ或ハ樂曲其物ノ構造及形式上ノ簡易復雜ヲ意味スルアリ或ハ樂曲其物ノ難易ニアラスシテ之ガ調査ノ場合ニ於テ比較的困難ヲ感スルモノト容易ナルモノトアリ前者ノ場合ニアリテハ古樂曲ハ一般其旋律平易簡單ニシテ之ニ反シテ近代ノ樂曲ハ益々復雜トナルハ普通ナリトス然レトモ後者ノ場合ニアリテ吾人實際之ヲ調査スルニ方リテハ普通現代樂或ハ少クトモ近代樂ニノミ慣レ此ノ如キ樂曲ニ對スルニ非スムバ何等感興ノ催進ヲ促サス却テ甚タシキハ倦厭ノ情ヲ惹起スルガ如キ現代樂の趣味ヲ以テ曲ケテ殊更ニ當時ノ簡單ナル古代的旋律ニ對シ自己ノ感興ヲ強迫的ニ催促シ向迎スルノ用意

(少クトモ或ル程度迄或ハ全然) ナカラサルベカラス之レ極メテ困難ヲ感スル點ニシテ寧ロ坊間盛ニ流行ヲ極ムル俗樂ノ耳朶ニ入り易キニ就クノ便ナルヲ見ル

次ニ又樂曲ノ地方的干係トハ其樂曲ハ殊ニ某地方ニノミ僅ニ其形骸ヲ存スルモノアリ此ノ如キ樂曲ハ一々之ヲ指示シ來レハ實ニ枚擧ニ違アラス之等ハ掛員ヲ出張セシメテ實地調査ヲ爲スカ或ハ之ヲ東京ニ招致スルカノ二途アルノミ亦等シク東京ニ殘存セル者ニ就テモ前述ノ如ク種々ノ點ヲ綜合シテ以テ其順序ヲ定ムルヲ要ス故ニ邦樂ノ調査ニ就テハ既ニ一二民間ノ識者私財ヲ抛テ之ガ研究ニ從事スルノ士アルモ費用多大ニシテ僻遠ノ地方ニ存スル樂曲ニ至リテハ到底調査スルコト能ハス怨ヲ吞テ之ガ廢滅ヲ坐視傍觀スルノ止ナキ者アリト此ノ如キハ當然本掛事業トシテ之ヲ調査シ或ハ以テ博ク民間同好ノ學者ニ示サバ大ニ相互事業ノ進捗奮勵ノ一助タルベキカ

尙更ニ困難ヲ感スルコトノ最大ナルモノハ人ニアリ樂曲ノ廢滅ハ結局人ニ歸ス本邦樂曲多ク世襲ノ家業タリ現今盛ニ流行スル樂曲ニ對シテハ家業隆運其人ヲ得ルニ容易ナリト雖トモ其然ラサルモノニアリテハ家業トシテノ繼承的干係ノ如キハ全然見ルベクモアラス其家元ノ如キモ離散斷絶シ或ハ各種ノ職業ニ就ク者アリ甚タシキハ極メテ賤業者ノ古老好事者傳ヘテ僅ニ存スル者アリ之等ノ選擇モ亦注意スベキ事ナリトス

以上種々ノ要件ヲ考ヘ調査科目ノ順序ヲ左ニ案ス(別表)

#### 邦樂調査掛事業

- 一 精確ナル音譜ニ記載シ必要ナル樂曲ハ之ヲ蓄音機ニ收ムコト
- 一 時々邦樂演奏會ヲ公開シ無料公衆ノ來聽ヲ許スコト

右意見書提出候也

明治四十年九月十三日

東京音樂學校長湯原元一殿

邦樂調査掛主事

東京音樂學校教授富尾木知佳

#### 調査科目

本年度著手ノ分

平家

長唄

富本

一中

河東(未著手)

清元

尺八(未著手)

來年度以後著手ノ分

蘭八

幸若

義大夫節

常磐津

新内

歌澤

能樂 附狂言

囃子

踊り

舞

俗謡

### 邦樂調査報告

一 本掛ハ規程第一條ニ依リ邦樂ノ調査及保存ニ必要ナル諸般ノ研究ヲ爲ス

一 本掛ハ九月十三日ヨリ事業開始ノ準備ヲナシ十月一日ヨリ平家富本清元一中ノ樂曲調査ニ著手シ十月廿五日文部大臣ノ許可ヲ經テ本掛規程ヲ設ケ十一月一日ヨリ長唄ノ歌曲調査ヲ始メタリ

一 本掛主事及調査員ハ教授ニ命シ囑託員ハ邦樂各派ノ家元若クハ第一流ノ藝術家ニ就キ詮議ノ上調査ヲ委囑セラレタリ

一 調査員ハ本務ノ傍ラ便宜ノ時間ヲ以テ調査ニ從事シ囑託員ハ當分ノ間一週一回ノ出勤日トシ毎回三時間執務ス其日割ハ豫メ前月末決定シ之ヲ調査室ニ揭示ス但シ調査ノ都合或ハ囑託員止ムヲ得サル事故アルトキハ主事ノ許可ヲ得打合セノ上變更スルコトアルベシ

一 調査補助ハ現在卒業生二名ニテ専ラ記譜ニ從事セシム一人ハ毎週三回出勤一人ハ毎日出勤ス故ニ毎週三日ハ一人ノ記譜者ノミナルガ故ニ病氣等ノ事故ニ際シ缺勤ノ止ムヲ得サルコトアルトキハ囑託員ノ出勤スルモ徒勞ニ屬スルヲ免レス且將來益々事業ノ進行ト共ニ囑託員ヲ増加スルニ至ラバ當然調査補助ノ増員ヲ要ス故ニ將來ニ於テ其人ヲ得ルアラバ補助員ハ三名或ハ四名ヲ常設ト爲スノ必要アルベシ

一 囑託員調査補助員ハ出勤簿及日誌ニ捺印セシム

一 本掛ニ日誌ヲ設ケ當日所行ノ大要及進度ヲ記入シ關係掛員ヲシテ捺印セシム

一 調査員ハ適宜所演ノ現場ニ就キ補助員ノ記譜方法ニ付テ實地指導セシム且ツ補助員ハ各自適宜ニ關係各事項ニ付テ質疑セシム

一 一曲全部ノ記譜ヲ終了スルトキハ囑託員及調査補助員ハ之ヲ主事ニ報告シ主事ハ時日ヲ決定シテ該曲ニ關係セル諸員ト調査員トヲ召集シテ之ヲ審査シ完了ノ上原本ニ依リ正副二通ヲ淨寫シテ之ヲ保存ス

一 調査歌曲ノ選擇ニ付テハ大體別紙意見書ニ準據スベシト雖トモ實際ノ場合ニ於テハ到底之ガ適用ヲ施スコト能ハサルコトアリ例ヘバ囑託員ニ就キ其家元ニ傳ハレル系譜或ハ舊記ニ依リ其作曲ノ由來太夫及三絃演奏者及之ニ附隨スル下方或ハ劇ニ上レル年代及關係俳優振附等ノ調査ヲ試ムルモ容易ニ其歴史の系統ヲ發見スルコト能ハザル者アリ此ノ如キ場合ニ於テハ單ニ或ハ樂曲トシテ其流派特有ノ旋律曲節ヲ比較的多大ニ包含シ從テ該樂曲ノ研究ハ其ノ流派殆ント總テノ要約ヲ闡明スルノ鍵關タルノ觀アル者アリ一言スレバ該樂曲ハ其流派ノ代表樂曲タルモノアリ此等ヲ先ツ選擇スルノ尤適當ナルコトアリ或ハ單ニ囑託員ガ尤正確ナル調査ヲ經タルモノヨリ始ムルヲ便トスルコトアリ故ニ各派其選擇ノ範疇一ナラズ此等ハ凡テ囑託員ト調査員トノ意見ヲ徵シ主事之ヲ決ス

一 調査ノ順序ハ或ハ樂器演奏法ヲ先ツ記譜シテ後曲節ニ移ルヲ便トスルアリ或ハ之ニ反シテ節ヲ先ニシテ樂器ノ奏法ヲ後ニスル

ヲ便トスルアリ或ハ節、手共ニ進行シ得ル者アリ第三方法ハ演奏者及記譜者モ共ニ經驗ヲ得ルノ後ニアラサレバ容易ナラザルガ故ニ暫時第一方法及第二方法ニ據ル

右及報告候也

一 調査ノ場合ニ於テハ歌詞ハ全然原文ノ俣トシ何等ノ改削ヲ加ヘズ只邦樂調査掛ニ於テ公開演奏ヲ舉行ノ場合ニ於テハ其甚シキモノニ就キテ改削ヲ加フルノ止ムヲ得サルモノアルベシ

明治四十年十一月十五日

邦樂調査掛主事

東京音樂學校教授富尾木知佳

一 當分ハ記譜ヲ專ラトシ蓄音機吹込ハ見合ハス之レ多大ノ經費ヲ要スルガ故ナリ然レドモ本年度内ニ於テモ經費ノ許スアレバ一

東京音樂學校校長湯原元一殿

二樂曲ニ就キテ之ヲ試ミ置カムトス

邦樂調査掛員

一 各地方ニ殘存セル古樂曲調査ノ必要上緊要項目ヲ記載シ其調査ヲ各地方廳ニ依頼シテ本校蒐集スルコト

主事 東京音樂學校教授

富尾木知佳

一 歌詞ノ調査ハ本校職員竝ニ囑託員ヲ以テ大體調査セシメ居ルモ正確ナル調査ハ後日ニ讓ルコト、セリ

調査員 全

幸田 延

一 本掛所要ノ書類ハ總テ別冊トシ書類ノ名稱分類ヲ明ニシ書記ヲシテ保管セシム

全

島崎赤太郎

一 本掛ノ事業ヲ參觀セントスルモノアルトキハ差支ナキ限り隨時之ヲ許ス其手續ハ參觀簿ニ姓名職業等ヲ詳記シテ主事ノ證諾ヲ得セシム

全

今井新太郎

一 本掛ノ事業ヲ參觀セントスルモノアルトキハ差支ナキ限り隨時之ヲ許ス其手續ハ參觀簿ニ姓名職業等ヲ詳記シテ主事ノ證諾ヲ得セシム

囑託員

平曲

館山漸之進

一 本掛ノ事業ヲ參觀セントスルモノアルトキハ差支ナキ限り隨時之ヲ許ス其手續ハ參觀簿ニ姓名職業等ヲ詳記シテ主事ノ證諾ヲ得セシム

全

一中

菅野藤次郎

一 本掛ノ事業ヲ參觀セントスルモノアルトキハ差支ナキ限り隨時之ヲ許ス其手續ハ參觀簿ニ姓名職業等ヲ詳記シテ主事ノ證諾ヲ得セシム

全

一中

西山龜助

一 本掛ノ事業ヲ參觀セントスルモノアルトキハ差支ナキ限り隨時之ヲ許ス其手續ハ參觀簿ニ姓名職業等ヲ詳記シテ主事ノ證諾ヲ得セシム

全

富本

吉野萬太郎

一 本掛員ノ姓名囑託員履歷書、調査意見書別冊ノ通

全

清元

岡村庄吉

一 目下調査中ノ樂曲

全

一中

永井素岳

一 辰巳の四季

全

一中

伊藤棟太郎

七變化の内  
保名物狂 深山櫻及兼樹振

全

長唄

石原廣吉

松襲

全

長唄

鎗田倉之助

菅野

全

長唄

三宅延齡

富本

全

長唄

赤川寅太郎

雇 全

雇 早川與甫 (手書き)

(邦樂調査掛關係書類上)

予定どおり四十一年度から能樂を加えることとなった。三月に邦樂保護奨励が議決されており、能樂について改めて要請した。

明治四十一年五月六日起案 明治四十一年五月十一日決行

回 答 案

本年四月十七日附申官專四五號ヲ以テ邦樂保護ニ關スル御照會之趣了承本校ニ於テハ昨年來邦樂調査ニ從事シ平曲、一中、富本、清元、長唄ノ歌曲ニ就キ攻究中ニ有之候其調査上諸曲節ノ關係變遷起原ヲ探究セントセハ能樂ノ調査ニ待ツヘキモノアルニヨリ近日能樂囃子(太鼓 鼓笛)ノ調査ニ著手シ經費ノ都合ニ依リテハ追々能樂全般ノ調査ニ進ミタキ希望ニ候能樂ハ雅樂俗樂兩者ノ連鎖ニシテ本邦音樂上重要ノモノタルカ故ニ其衰運ニ傾ケル部分ニ關シテハ特ニ保護奨励ヲ要スベキ者ト認メ候此段及回答候也

年 月 日

校 長

文部省専門學務局長殿

追テ一般邦樂ノ保護ニ關シテハ曩ニ内申ノ次第モ有之候故更メテ不申進候也

なお邦樂の保護奨励に関しては次のような経緯があつた。

今般衆議院議決邦樂保護ニ關スル建議牒本内閣ヨリ回附相成候ニ付別紙寫及回附候條右ニ關シ何分ノ御意見承知致度此段及照會候也

明治四十一年四月十七日

文部省専門學務局長福原鏞二郎

東京音樂學校長湯原元一殿

別紙邦樂保護ニ關スル建議本院ニ於テ議決セリ因テ及送附候也

明治四十一年三月二十六日

衆議院(議)長 杉田定一

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

文運ノ進歩ニ應シテ歌舞音樂ノ向上ヲ期シ其ノ改良ヲ圖ルハ時代ノ要求ニシテ之ヲ海外諸國ノ例ニ徵スルモ音樂ニ對スル國家ノ保護奨励極テ厚ク國民ノ嗜好賞愛極テ深シ且自國固有ノ音樂歌舞ヲ尊重スルニ於テ最用意ノ切ナルヲ見ル願ルニ我カ國ノ音樂ニハ雅樂正舞アリ能樂アリ淨瑠璃歌舞伎ノ諸曲アリ蓋ニ二千年來文華ノ煥發セルモノニシテ世道人心ニ裨益スル處尠シトセス況ヤ能樂ノ如キハ歌曲ノ高尚ニシテ舞容ノ醇雅ナル邦樂ノ白眉タルニ耻チス曩ニ政府ハ東京音樂學校ヲシテ俗曲各派ノ巨匠ヲ羅致セシメ邦樂調査ノ事ヲ囑託ス以テ聊人意ヲ強クスルニ足ルト雖邦樂ノ白眉タル能樂ニ至リテハ未タ何等推奨ノ舉ニ出テサルハ本院ノ遺憾トスル處ナリ是ニ於テ本院ハ更ニ進テ時代ノ要求ノ應シ向上改良ヲ期シ特ニ能樂ノ如キハ之ヲ推奨スルノ途ヲ講シ併セテ一般邦樂保護ニ關シ適當ノ方法ヲ制定セラ

レムコトヲ望ム  
右建議ス

(手書き)

(邦樂調査掛關係書類上)

### 調査に関する私案・意見・要望

#### (1) 調査私案

日付はないが、四十一年に調査囑託となった高野辰之によつて提出された。俗謡(民謡)関係には永井素岳による民謡分類案も添えられる。

#### 邦樂調査 私案

一 邦樂ノ範圍ヲ定メ 其重要ナルモノヲ調査スルト同時ニ現時衰滅ニ瀕スルモノニツキテ調査ヲ取急グコト

二 狹義ノ意ノ調査ハコレヲ曲節ト詞章ト地方的分布ノ三方面ニ分チ更ニ左ノ如クニ分チテ調査ス

#### 甲 曲節ノ方面

(1) 邦樂各派ノ曲節ヲ西洋樂譜ニ取りテ、能フベクンバ各派ノ起源時代ヨリ現代迄ノ間ノ曲節上ノ變遷ヲ調査シ 特ニ比較研究シテ各派特有ノ形式ヲ發見スルニ重キヲ置クコト

(2) 各派ヲ年代順ニ排列シテ曲節上ノ變遷ヲ調査スルコト 此調査ハ特ニ或派ヲ開キタル人ノ資質及其時勢相ト聯關シテ研究スルヲ要ス

(3) 洋樂ト比較シテ邦樂ノ特質ヲ明ニスルコト

#### 乙 詞章ノ方面

(1) 各派ノ詞章ヲ蒐集スルコト

(家本<sup>ウチノホン</sup>所藏本、所謂稽古本、藏書家本ノ借覽謄寫)

順序ハ 第一 各派詞章ノ外題集成

第二 本文集成

(2) 各派ノ詞章ヲ整頓スルコト

(イ) 語り手及謠ヒ手ト審議ノ上宛字誤字假名遣等ヲ訂正スルコト 但シ語法ノ間違ハ訂正セザルコト

(ロ) 各派ノ詞章ヲ一派毎ニ年代順ニ排列シ各詞章毎ニ作者及最初ニ曲節ヲ附シタル者ノ名ヲ明示スルコト

(ハ) 右ニ對スル五十音順ノ索引及異名索引ヲ編成スルコト<sup>①</sup>

(3) 各派ノ詞章ヲ研究スルコト

#### (一) 其範圍

各派詞章ノ全部ヲ研究スルハ至難ノ業タリ 故ニ其範圍ヲ左記ノモノニ止ム

第一 時代ノ古キモノ

第二 特質アルモノ

第三 名高キモノ

#### (二) 研究事項

(イ) 其作者

(ロ) 其製作時代

(ハ) 其材料ノ出所

(ニ) 用語ノ解釋

(ホ) 曲節ト所作トノ關係

詞章ノ叙述ノ精粗強弱ハ曲節ト所作トニ關スルコトアリ 又踊り手ノ特技ヲ利用セントシテ作者ガ特ニ注意

シテ著作シタルコトモアルベク 踊り手及び曲節ヲ附  
スル者ヨリ作者ニ一部ノ修正ヲ望ミタルコトモアルベ  
シ特ニ最初ニ曲ヲ附シタルモノト踊リタルモノニツキ  
テ相當ノ注意ヲ拂フヲ要ス

(ハ)各篇ニ對スル逸話奇聞等ノ傳説

丙 邦樂各派ノ地方的分布

(1)現代ノ分布形勢

(2)其行ハル、階級

(3)其用ヒラル、場合

(4)傳播ノ由來

三 調査ヲ廣義ニ解シテ左ノ二事業ヲナスヲ要ス

甲 邦樂ノ保存

乙 邦樂史ノ編纂

各流ノ起源傳統變遷ヲ經トシ時勢相ヲ緯トシ國民ノ精神生  
活ノ變遷ニ觸レテ叙述スルコト

右ハ邦樂ノ各派ヲ更ニ世ニ行ハレシメントシ又ハ詞曲ヲ新作スルコ  
ト等ヲ度外視シテ愚案ヲ記シタルモノナリ

(一) 五十音索引は次の種目がまとめられている。「近世邦樂年表」に關連す  
るが、内容には異同がある。

『五十音索引 常磐津節外題集』(上下) (未定稿。明治四十三年六月五日  
脱稿)

『五十音索引 富本節淨瑠璃外題集』(上下) (未定稿。明治四十三年六月  
二十五日脱稿)

『五十音索引 清元節淨瑠璃外題集』(全) (未定稿。明治四十三年六月三  
十日脱稿)

『五十音索引 江戸長唄外題集附大薩摩節』(大正三年二月)

蒐集スベキ俗謠ノ種類<sup>(1)</sup>

一 神事祝賀ニ關スルモノ

神樂 御田植 祭礼

二 勞働ニ伴フモノ

田植 草取 稻刈 白搗 白挽 粉挽 米踏 茶摘 茶拾  
茶のみ 養蠶 糸繰 糸引 糸績 機織 餅搗 米搗 麥打  
油絞 糲摺 木挽 木遣 石搗 地搗 金堀 舟唄 大  
漁唄 酒造 長持唄

此他一般ノ勞働唄

三 盆踊の歌

四 兒女ノ遊戯ニ關スルモノ

子守 手鞠 羽子つき 其他一般ノ遊戯歌

五 地方特有の流行歌

潮來 伊勢音頭 追分 流山 御嶽 さんさ時雨 ノ類

六 他一般ノ流行歌

俗謠調査ニ關シテ注意スベキ條項

一 歌謠ハ傳聞記憶ノ俚ニ書キ取り何等ノ改竄ヲモナスマジキコト

二 歌謠中ノ方言ニハ簡單ナル註釋ヲ施スベキコト

三 歌謠ハナルベク發音的ニ書キ取り漢字ニハ振假名ヲ附スベキコ  
ト

四 節廻拍子等謠ヒ方ニ就イテハ記載シ得ベキ限り之ヲ記スコト

五 樂譜ヲ添フルコトヲ得ルモノハ之ヲ添フルコト

六 節ノ名アラバ附記スベキコト



- 七 如何ナル地方ニ行ハル、カラ附記スベキコト
- 八 如何ナル場合ニ行ハル、カラ附記スベキコト
- 九 流行ノ年代又ハ其來由ニ關シ傳説アルモノハ之ヲ附記スベキコト

一〇 調査者ノ氏名ヲ附記スベキコト

(1) 欄外に「上田・芳賀兩博士によりて蒐集を文部省に依頼したる原案。芳賀氏立案と係るもの」とある。

種類	名稱	發端流行ノ年代替	他國ヨリ流傳セシモノハ其時代	三弦笛太鼓鉦其他ノ樂器ヲ用フル有	白晝夜間或ハ晝夜兼行ノモ	舞踏アラハ振ノ精粗人數等
神事唄	里神樂唄					
農事唄	田植唄					
	田草取唄					
	稲刈唄					
	米搗唄					
	麥搗唄					
	白挽唄					
	米踏唄					
	油絞唄					
	茶摘葉撰等ノトキ唄					
	例之山城宇治尾三州地方ニ行ハル、モノ					
醸造唄	酒味 <sup>マツ</sup> 唄					
	醬油味唄					
	噌搗製造仕込ノトキ唄					
工事唄	木遣唄					
	巨木大石等運搬ノトキ唄					
	或ハ此唄ヲ祭事山鉾「ダンジリ」等ヲ曳ク音頭ニ兼用ノモノ					
	地固メ唄					
	建築堤防築造ニ地盤ヲ固ムルトキ唄					
	女工唄					
	手縫綿線等ニ唄フモノ					
	例之伏見地方ニ金絲ヲ縫製スル女					

永井素岳立案

工ノ唄ノ如キ

- 工夫唄 土工其他山川道路等ニテ勞役ニ唄フモノ
- 機織唄 手工就業中ニ唄フモノ
- 漁業唄 大漁ヲ祝シ或ハ地曳網引揚ノトキ唄フモノ
- 船唄
- 御座船唄 幕府時代藩主ノ乘船發着ノ時唄ヒシモノ、存スルアラハ
- 親船唄 日本形船夜走り或ハ船頭舟子等ノ停泊上陸シテ唄フモノ
- 多クハ追分ケ節ト稱スルモノ
- 小船唄 漕進ノトキ唄フモノ
- 萬歲唄 每歲一月東京ニ出ル三河或ハ北越ニ行ハルノモノ、類
- 盆踊唄 孟蘭盆會ニ唄ヒ舞フモノ
- 馬士唄 馬ヲ曳キ路頭ニ唄フモノ
- 子供唄 俗ニ寐ン寐兒唄或ハ遊戲ニ唄フモノ
- 流行唄 時々流行ノ小唄
- 祝事唄 婚禮或ハ新築移轉等ノ祝儀ニ唄フモノ例之仙臺ノ「さんざ時雨か云々」ノ如キ

- 〔手書き〕

(2) 邦楽年表編纂に關する私案  
日付なし。高野辰之提出。

邦楽年表編纂法私見

- 一、邦楽年表ハ上古ヨリ現代ニ至ルマデノ邦楽界ノ出來事一切ヲ網羅スベキモノナレドモ、コハ至大ノ難事ニシテ到底短日月ノ間

ニ遂行シ得ベキニアラズ、ヨリテ暫ク時代ヲ近古即チ慶長以降  
ニトリ、範圍ハ平曲、謠曲、幸若、箏曲、淨瑠璃ノ各派、歌念  
佛、説教、祭文ノ類及ビ江戸長唄、各時代ノ各種ノ流行唄等ヲ  
其主ナルモノトシ、参考ノ爲メ著名ノ俳優、狂言作家等ニモ及  
ボスベシ

二、着手ノ順序ハ調査事業ニ資センガ爲メ目下専ラ調査中ニ屬スル  
種類、特ニ江戸淨瑠璃ノ諸流ヨリ始ムベシ

三、方法ハ先ツ慶長以來ノ邦樂界ノ出來事ヲ悉クカードニトリ收拾  
ノ功ヲ竣ヘタル時表ニ纏ムベシ

四、カードノ寸法ハ横二寸五分縦四寸位ガ手頃ナルベシ 紙質ハペ  
ンニテ兩面ニ記載シ得ルモノタルベシ 數ハ凡ソ五六千枚ヲ要  
スベシ

五、参考スベキ書類ハ恐ラク數百部ニ達スベシ 限リアル經費ヲ以  
テ到底調達シ得ベキニアラズ 又金ヲ以テ購ヒ難キモノモ多キ  
ガ如シ、ヨリテ學校所藏以外ノモノハ東京圖書館、東京帝國大  
學附屬圖書館等ニ書籍借用ノ承諾ヲ求メ、此等ノ圖書館ニナキ  
モノハ市中ノ藏書家ヨリ借覽ノ方法ヲ取ルベキカ、能フベクン  
バ参考書ハナルベク購入シテ斯道研究者ノ爲メニ其散逸ヲ防グ  
ベシ

附記 俗樂ノ類別及ビ表ノ體裁ニ關スル管見ハ追テ陳述スベ  
シ

市中ノ藏書家

林 和哥吉

安田善之助

幸堂得知

饗庭與三郎

大槻如電

關根正直

狩野亨吉

(手書き)

(邦樂調査關係書類 上)

(3) 平曲調査に関する意見

明治四十一年十月七日、館山漸之進が校長へ提出。

平曲調査に關し意見上申書

本十月五日邦樂調査御創業以來西洋音譜に表寫せし平曲那須餘一  
の曲及琵琶の調を聽聞するに平曲の體を爲さず琵琶の體を爲さず漸  
之進那須餘一の曲に就き發音の基礎を演し誘引して表寫せし譜號の  
音調を啓導すれば不規則ながら其體を發するに至り琵琶も亦た同様  
の體裁に有之因て思惟するに邦樂を西洋音譜に表寫するは其精神魂  
魄を描き出すは得て望むへからざるも其形骸容姿を描き出すは不可  
能の業にあらざるべく然とも之を表寫するのみにして之を放擲し棄  
てテ顧みざるに於ては其効果無之其表寫する音譜に對し其原樂を演  
習照合して之を了得するにあらざれば其活用無之幾許の曲數を表寫  
するも遂に無効に終了するを發覺仕候

三宅本居の兩調査掛は平曲を知らず西洋音譜に表寫せし後ち更に  
原樂に對照して之を演習するは容易の業にあらす又た種々の邦樂を

一身に負擔し表寫する音樂をして悉く活動するの従事は初めより期待せらるゝ所にあらざるべく楠美助教授は新に調査掛を被命候旨同氏は少しく平曲の體裁を了知するにより先づ歐譜に表し而て原樂を演習し照合すれば平曲未知人の従事するに比すれば其効果あるべきを信じ候聞くに由れば楠美助教授は數多の課業に従事すると云ふ漸之進出務するの曰責ては一時半を限りとし之に従事するに於ては適宜正當の方法を講じ平曲審美の保存は期する所にあらざるも歐譜に依て其一斑を演し之を保存するの効果を奏するに至らしめ度後會即ち來十二日より従事せしむるの御詮議被成下度奉願候（三宅本居兩氏の參同するを最も便宜とす）

平曲二百齣中半歳の光陰を経て僅に一齣を了し而て其歐譜に表寫するの結果曖昧模稜にして効蹟なしとすれば漸之進も素餐の罪を分擔せさ(る)を得ず誠に忍ぶ能はざる所に屬し一百有餘の平凡平曲は捨てゝ問はず祕曲に屬する分に炎上物と稱するあり揃物と稱するあり五句物と云ふあり讀物と云ふあり是等の部分より少なくとも一齣又は二齣を表寫するの要あるべく又は八坂訪月の異種なる曲あり灌頂の卷の神聖なる曲ありて而て小祕事大祕事の奥儀あり其演體を異にし其曲調同じからず此數齣は古樂調査上其調節研究するの價値あるべく又古樂保存上之を除外する能ざるの部類たるべく那須餘一の曲の如き平凡の平曲にして歐譜に表寫の結果善良ならずとすれば祕曲の表寫に對し甚だ寒心に堪へず楠美助教授従事すれば普通平曲中の最も趣味ある木曾最期の曲より手初めを爲し其習熟するに従ひ着々歩を進めて難曲に上り祕曲の表寫を完了するに屆め奉答仕度謹て意見上申仕候也

明治四十一年十月七日

東京音樂學校校長湯原元一殿

東京音樂學校邦樂調査囑托

館山漸之進印

〔手書き〕

(4) 平曲記譜に関する意見

明治四十二年三月二十二日、楠美恩三郎が校長へ提出。

平家調査ニ關シ西洋記譜法ニヨリ譯記スルニツキ其取捨撰擇

ノ意見

平曲二百句アルモコレヲ類別スレバ如左

- 一 普通物 百六十一句
- 一 揃物 五句
- 一 五句揃 五句
- 一 炎上物 五句
- 一 讀物 十三句
- 一 灌頂 五句
- 一 小祕事 二句
- 一 大祕事 三句
- 一 八坂流訪月 一句

在來ノ調査經驗ニ徴スルニ木曾最期(普通物)一句ヲ譯記スルニ四ケ月ヲ要シタリソノ熟練スルニ從ヒ短日月ニテ漸ク功ヲ修ムヘキモ其困難ノ事タルヤ知ルベシ

今コノ二百句ヲ悉ク譯記センニハソノ幾十年ヲ要スルヤ測ルヘカラスコレマタ不必要ノ事ナリソノ異曲異巧アルモノノミ調査シテ

可ナリヨリテ考フルニ右ニ列記セル類別ノ各項ノモノ一句ツ、カ  
二句ヲ調査セバ他ハ推類應援シテ解釋シ得ヘシト思フ

更ニ記譜方法ニツキ上伸スヘキ事アリ小官ノ短期月ノ研究ニヨルニ  
平家ノ如キヲ完全ニ記譜上ニ表示スル事ハ至難至困ノ技術ナリト  
信ス 何トナレバ記譜法ハ其大要即チ骨支ヲ示スニト、マリテ其  
微細即音色等ハ表示スルヲ得サレバナリ殊ニ平曲ノ如キハ其肉ノ  
剛柔抑揚ニ妙味アルモノニシテ尙又其拍子ノ如キハ アリテ無キ  
カ如ク無クシテアル如ク記譜スルニ把握スヘカラサルモノ多シ今  
後細カク深く研究スルハ勿論ナルモ現今ハ往々茫然自失スル事  
間々アリ是故ニ小官ノ譯記譜ヲ見テ平曲ヲ少シモ知ラサル西洋樂  
者ニ唱ハシメハ奇觀ヲ呈スル事アルベシト思フ  
右大要ヲ具シテコ、ニ上伸ス

(手書き)

(5) 調査保存などに関する意見

明治四十三年四月十五日、館山漸之進が湯原校長へ提出。

### 申請書

- 一 平家音楽調査の申請
- 二 古樂保存及び演奏順序の申請
- 三 邦樂保存發展の申請

一 平家音楽調査監査の申請  
謹て校長閣下に呈す漸之進邦樂調査囑托を命せられ平家音楽調査  
保存の職務に従事せしより滿二年此間に於て那須與一木曾最期内侍  
所都入腰越の四章を西洋音譜に描寫せり那須與一の章は平家の素養

なき者の描寫せしにより其有効を保し難く木曾最期以下の三章は平  
家の素養ある者の描寫により其有効を保する所なり

邦樂調査保存の業は政府の業にして校長閣下の管理たるは言を俟  
たす其無効と云ひ有効と云ふは漸之進一巳の認定のみ

富尾木教授は邦樂調査の主事に在て之れを調査せず又閣下も之  
れを監査せず畢竟するに閣下も主事も事務と課業とに忙殺せられ其  
違あらざるを諒知するも平家を歐譜に描寫せし章は閣下及び主事或  
は休暇日或は退出時間後なりとも日を期して其調査掛に演せしめ  
是非を監査して保存の處置せられんことを切望す

二 古樂保存及び演奏會の演奏改正の申請

明治四十年十月十七日初めて邦樂調査掛を設置せられ其調査保存  
に撰定せられし邦樂は平家一中富本清元尺八にして又た謠曲も調査  
保存に撰定せられたりと云ふ而して其年十二月の演奏會は平家一中  
富本清元長唄箏曲踊四十一一年の演奏會は如上の中踊を廢して猿若狂  
言四十二年の演奏會は如上の中猿若狂言を廢して河東節常磐津を加  
へたり

邦樂の調査保存を處置せらるゝは古樂凋落し湮滅に瀕する者を先  
きと爲し漸次普及するを正當とす然るに古樂保存の標榜を爲さずし  
て邦樂保存の標榜を爲す乃ち一切の邦樂之れに加らんとするは當然  
の情勢たり薩摩琵琶筑前琵琶義太夫浪華節等一切の邦樂之れに加へ  
よと言へは何を以て拒否するを得ん其の處置當を得ると言ふを得ざ  
るなり

惟みるに閣下の赴任せらるゝは明治四十一年七月にして既に其の  
畫策の決定せし後ちにあり察するに前任者の畫策は咄嗟に變更する

に忍はずとし堅忍して發表し因襲して遂に今日に至るを信するなり  
學者間に公平の眼識あり其批評を閣下に聞す音樂學校邦樂調査の  
撰定は其緩急を誤り其順序を誤る者なり又た演奏會は寄せ席の體裁  
にして歴史的の趣味なしと邦樂の演奏會は雅樂 佛樂(聲明) 平家  
幸若 謠曲 淨瑠璃 河東 一中 富本 清元 歌澤 常磐津 長唄等音樂  
の時代順序に因て演奏すれば活ける邦樂の歴史を見るべく又た時世  
の推移人情の變遷をも知るを得べく邦樂保存の精神此に於てか顯著  
たり是即ち音樂學校は邦樂調査保存の態度を表彰する所以にあらず  
やと

邦樂保存に撰擇を被り度古樂あり左に申請す

#### 一 幸若曲

#### 二 古代支那琵琶

幸若曲は徳川政府歴世之れを保護し又た福井藩は厚く保護して歴  
史あり其子孫は老人にして東京本郷森川町に住するも惜哉正統の傳  
授を受けすと云ふ柳川藩に別派あり其子孫之れを知る者ありて京都  
に其餘韻を存すると云ふ此曲平家音樂に次きて世に生れし古謠にし  
て歴史上其消滅を惜む保存の恩典を切望す

古代支那琵琶は唐宋の琵琶の餘韻を遺傳し清朝に至り改正せしも  
のなり其曲調は雅樂琵琶に非ず平家琵琶に非ず薩摩筑前の琵琶に非  
ず支那俗調の琵琶に非ざるなり其音調は絶美絶妙琵琶行の形容を實  
顯的に聴くの概あり琵琶中の王と稱すへき者なり此琵琶は長崎縣人  
成瀬鮎藏の未亡人妙齡にして暫と爲り支那樂人を聘し學ぶと其未亡  
人六十六の頽齡にして一人の門人なし其湮滅を惜しむ(楠美教授も  
之れを聴く)

古絃樂に八雲琴 筑紫琴 七絃琴 一絃琴 二絃琴 鄭琴 胡琴 鳳琴  
蛇三線等種々の古絃樂ありて筑紫琴 七絃琴は凋落し斷絶に瀕する  
と云ふも古代支那琵琶は一日を緩ふすれば斷絶に陥り切に保存の恩  
典を切望せり

#### 三 邦樂保存發展の申請

日本の音樂は規則的の者にあらず其美妙を能くするは久年の修業  
鍛鍊に屬す之れを西洋樂譜に描寫するは影の形に従ふ如く響の聲に  
應する如きの方法たるへきも其音樂の精神魂魄を描寫するは容易の  
業にあらざるなり

平家音樂は其描寫の主任自ら平家を學び而して描寫し反覆演習校  
訂せしにより其描寫せし歐譜に因て演奏し調査保存の實効を擧ぐる  
者なり然れとも其精神魂魄を能くするや否やと問はじ未だ充分と答  
ふる能はざるなり

楠美主任閣下の命を傳へて曰く邦樂調査保存の經費裕かならず多  
數の調査を爲し能はず其演體の同じからざる者其曲調の異なる者を  
描寫し而して其精神魂魄は蓄音器に收蓄し保存するに協議せよと

平家は其章數二百齣あり此の中樂譜に描寫せしは僅かに四章に過  
きす然とも此の餘描寫するは祕曲の數種にして世人の知らざるもの  
を限りとすへし而して其精神魂魄を蓄音器に收蓄するは望む所なる  
も四十一年那須與一の一齣を收蓄するに蠟管十七個を要し其價六十  
餘圓と云ふ今ま祕訣の部分に收蓄すれば其經費小少にあらざるへし  
而して永久の保存を保し難し(四十一年の收蓄せし音聲稍々消滅に  
屬する所あるを覺ゆ)然とも閣下の命令は遵奉すへきを答へたり

閣下學校生徒の中特志の者に旨を諭し多少の經費即ち電車料を給

與すれば平家を學ぶなきにあらざるへし學校生徒の外と雖とも電車料を給與すれば之れを學ぶ者に乏しからず之れに教ゆるに漸之進授業料を要せず僅少の費用にて永遠の傳授を爲し真正の保存を得る者なり

平家以外の音楽は漸之進の關する所にあらざるも左に申請す

三宅本居の主任河東 一中 富本 清元 常磐津 長唄及び謠曲の描寫を爲すは多能多藝にして之れに當るへきも其描寫せし諸種の音楽に對し其演奏を能くするとすれば活ける蓄音器と稱すへき者なり世に八人藝なる者あるも活きたる蓄音器は未だ聞かざる所なり閣下果して其正當を認定せしや否や

田中正平博士は西洋の音楽に通し日本の音楽に通し而して〔て〕日本の音楽を西洋樂譜に描寫せり幸ひ東京に此の達人あり閣下聘して顧問と爲し其の主任指導訓誨を待つて保存を講ずれば完全周到の保存を得るを期すへきを信んす

閣下數年狹隘に感せし講堂の増築を爲し又た邦樂調査所を新築せり漸之進閣下の敢爲に敬服せり邦樂調査の經費は固より多きにあらすと云ふ閣下之れに困むを知る文部省は經費を増加するの勇氣なかるへし閣下非常の斷を以て一年四季邦樂の大演(奏)會を起し古樂保存の經費に充つるの精神を明にし入場券を賣却して收入を圖れば庶幾は世人の同情を得て其目的を達すべく(警視廳令に官立學校は此限に非ずの但書を要す)正當の人物を得て古樂を正當に保存するの效果を得るや必せり

漸之進は閣下の部下に在て一小藝人たり然れとも古樂保存の情念に於て文部大臣及び閣下に譲らざるを期する者なり文部大臣は古樂

保存の處置に於て親切と云ふを得ず閣下幸に古樂の廢絶を救濟せられ我國の精華を永遠に保有するのみにあらず科學的に研究して資料に供し新日本の音楽を作成し一等國の體面を發揮する重任を全ふせられ度謹て申請仕候頓首

(手書き)  
〔邦樂調査掛關係書類 上〕

(6) 能樂調査に關する要望書

欄外に「明治四十三年三月(富尾木捺印)」と付記。

能樂會ヨリ東京音樂學校へ對シ

能樂保存上能樂調査ノ歩ヲ進メラレンコトヲ希望スル覺書

一 東京音樂學校ニ於ケル邦樂調査中特ニ能樂ニ就テ左ノ手續ニヨリ調査ノ歩ヲ進メラレンコトヲ希望スル事

一 能樂調査ニ就テハ能樂社會ノ習慣ヲ乱サ、ルコトニ御注意下サレ實施上演藝ニ關スル件ハ能樂會へ御下命下サレ度候事

一 能樂調査上必要ノ演奏ハ毎週二回宛東京音樂學校内ニ開催サル、事

一 調査員ハ正副ノ二種トシ正員ハ能樂師中ヨリ取り副員ハ能樂會養成ノ生徒中ヨリ撰拔スル事

一 毎月一回學校内ニ各方面ノ學者ヲ召集シ能樂ヲ學術上ヨリ調査研究スル事

其豫算左ノ如シ

創業費

一 金五百圓也

謠本廿五部一流五部宛  
平均二十圓

- 一 金貳百圓也 小鼓二挺
- 一 金七拾圓也 大鼓胴二挺
- 一 金七拾圓也 同皮十挺分
- 一 金壹百圓也 笛二管
- 一 金八拾圓也 大鼓二挺
- 一 金五拾圓也 雜費

合計 金壹千〇七拾圓也

毎月經費

- 一 金貳百七拾圓也 調査正員九名月手當
- 一 金參百圓也 全 副員二十名月手當
- 一 金壹百圓也 學者二十名日當
- 一 金七拾圓也 常雇調査員二名手當
- 一 金壹百圓也 諸雜費

合計 金八百四拾圓也

(手書き)  
〔邦樂調査掛關係書類 上〕

(7) 邦樂の樂理的研究に関する私案

乙骨三郎執筆。日付はないが、大正四年二月に回覽の記載がある。

邦樂の樂理的研究項目 私案

乙骨三郎

近頃續々議題に上り來れる『傳承的樂句』『拍子考』などの理論的研究は非常に有益且つ興味あるものと存じ、此の種の研究の今後益々盛んならんことを希望罷在候が、それに就きて、邦樂の樂理的研究には凡そ幾何の問題を考へ得るかといふやうなる疑問を生じた

る爲め先頃左の如き項目を試みに區別致して見たる次第に候。素より洋樂の理論、歴史などより思ひ付きたること多く、邦樂には當てはまらざることも有之べくと存候が、つまらぬものにて多少の御参考に相成候はゞ幸甚と存じ敢て高覽に供へ奉り候 敬白

□ 樂器の研究

(イ) 現在行はるゝ邦樂々器の構造、性質、調律法、使用法、及び使用の場合等。殊に諸樂器の分類及び特徴を定むる事

(ロ) 右の樂器の起源及び沿革(即ち日本固有のものなるか外國傳來のものなるか。又た今日までに改良發達を経たるものなるかなど)

(ハ) 昔は存在し、今は廢れたる樂器

(ニ) 樂器製造の歴史、著名なる樂器匠の傳記

□ 樂譜の研究

(イ) 現在行はれ居る各種の記譜法の特徴を明にし、其の長所短所を見ること。

(ロ) これ等の樂譜の起源及び沿革

□ 歌曲の研究

(イ) 音樂に於て『日本風』といふは如何なる點に存するかを定むる事。異國の音樂と比較して特徴を求むること。又た若し能ふべくば、其の特徴が如何なる原因に基くかを調べること。

(ロ) 日本樂の音階は幾種あるかの問題(これは近く本居氏より提出の由承り居れり)

(ハ) 日本樂の重音の形(先頃兼常氏が雜誌上に發表ありたる如き研究)

- (二)日本樂の『拍子』『間』と歐洲樂のとの比較(本居氏の拍子考<sup>①</sup>)
  - (ハ)邦樂の旋律即ち『ふし』は談話の抑揚と密接の關係を保てりと言はる。其の實證(音樂と言語との關係の問題)
  - (ニ)又た邦樂は劇及び舞踊との關係密接なりと稱せらる。此の關係より必然生じたる拍子、ふし等を実證すること。(音樂と身振及び舞踏との關係)
  - (ト)邦樂の樂式——(一般樂式と特殊樂式とに分ち得るものとせば、それ〴〵に就て)
  - (チ)各種の曲を構成する樂句又は洋樂に所謂『モチーフ』の類は大抵傳習的に固定せるものなりや——所謂『手』と稱する樂曲の『ふし』の單位の研究。
  - (リ)各樂器の構造又は奏法の特性よりして其の樂器の音樂に固有なる手を生じたる例ありや。
  - (ク)歴史的に著しき樂風の變遷。(西洋のクラシックとロマンチックとの變遷の如きものありとすれば)
  - (ル)地方的に著しき樂風の差異(西洋の劇樂に於けるイタ(リ)ア式とドイツ式との差異の如きものあらば)
  - (ヲ)劇樂と室樂と樂風の差ありや。
  - (ワ)歌曲の内容(又は歌詞の意味)より生じたる樂風の差ありや。
  - (カ)流派の差異といふ難問は次の諸點より見て何とか言葉にて答へ得ざるものなるかの問題。
- (a)使用樂器
  - (b)樂器奏法
  - (c)發聲法
  - (d)曲譜(又は歌詞)の差
  - (e)聲又は樂器の音色

- (f)細かき節まはし
  - (g)終止、段落の形
  - (h)奏者、唱者の態度様子(?)
  - (i)伴奏の仕方(?)
  - (j)獨奏合奏の仕方
  - (k)表出の寫實的、抒情的、劇的等の差
  - (ウ)邦樂の表情法。喜怒哀樂を表すに『ふし』拍子、強弱、緩急等の上如何なる工夫をなしたるか等の問題
  - (ク)邦樂の叙景法——音樂にて實景實境を描くこと。
  - (ケ)音樂の練習法、修業の段階、卒業(免許)の條件等 其他専門の音樂教育に關する制度習慣等
- 以上
- (一) 本居長世が「邦樂ニ現レタル拍子ノ種類(未定稿)」を提出している。  
〔手書き〕

#### 調査概況・事業報告

調査が軌道にのつて進展し始めた明治四十四年までの調査概況。

#### 邦樂調査掛調査略説

- 一 本掛ハ明治四十年十月ノ設置ニ係ル調査モ亦同時ニ開始ス其調査ノ種類ハ當初ハ一中、富本、清元、平曲ナリシカ後長唄、河東、能樂ヲ加ヘ目下各流派ニ就テ調査中ナリ其他地方俗謡風俗歌等ニ就テ其主要ナルモノニシテ急速ニ調査ヲ要スヘキモノニアリテハ常ニ注意ヲ怠ラズ適宜ノ方法ニヨリテ是カ調査ヲナシツ、アリ

一 調査方法ノ大體ハ西洋樂譜ニヨリテ各樂曲ヲ記譜シ蓄音機吹込



ニヨリテ保存ス

一 調査ノ順序方針ハ可成各流派固有ノ樂曲ヲ主トシ其流派ノ最古ノモノニ就キ或ハ各流派ニ亘リ比較的考察ニ便ナルモノニ就キ或ハ歴史的或ハ其實質内容上ヨリ或ハ其形式の發達ノ變遷ニ就キ代表的ナル者ヲ撰シテ調査ス

一 調査掛ニ於テ調査シタル各種樂曲ニ就テ其歌詞ノ解釋ヲ試ム

一 調査掛ニ於テ四十一年十月ヨリ其樂曲ノ歴史的の研究ノ點ヨリ邦樂年表ノ調製ニ着手セリ

一 本掛々員左ノ如シ<sup>(1)</sup>

主事	教授	富尾木知佳
調査員	幸田延	島崎赤太郎
〃	〃	今井新太郎
〃	〃	鈴木利平
囑託員	永井素岳	天沼熊作
〃	菅野藤次郎	吉野萬太郎
〃	岡村庄吉	石原廣吉
〃	西山龜助	館山漸之進
〃	林蝶	高野辰之

一 調査樂曲及吹込蠟管別紙ノ通り<sup>(2)</sup>

一 本掛設置ノ爲配付ヲ受ケタル經費左ノ如シ

明治四十年年度歳出豫算額

雜給及雜費 二、六八〇圓〇〇〇

内譯

事業囑託一人手當 一、二〇〇圓〇〇〇

臨時囑託謝金 七〇〇、〇〇〇

雇員一人(月拾五圓)給料 一八〇、〇〇〇

書類謄寫料 六〇〇、〇〇〇

明治四十一年度全上増加額

雜給及雜費 三六〇圓〇〇〇

但雇員二人(月拾五圓)給料本行ノ通

(邦樂調査掛關係書類 上)

(1) 「掛長」は明治四十二年三月より置かれ、校長が兼ねた。

(2) 別紙の「邦樂調査掛調査樂曲」は省略。内容は(一)成績報告書および

伊藤秀次郎

伊藤樸太郎

川崎利吉

三宅延齡

本居長世

赤川寅太郎

福田勘藏

早川與甫

び(六)録音の項を参照されたい。

### 邦楽調査掛近況

邦楽の調査及保存を目的とする本調査掛の事業は、これを曲節と詞章との両方面、換言すれば邦楽の實質的方面と形式的方面とに就いて、或は縦に歴史的發展的研究をなし、或は横に各流相互の關係的調査をなすを主旨とす。

先づ曲節の方面より述べん。其調査方法の大體は西洋樂譜によりて各樂曲を記譜する方法を採り、其順序方針は成る可く各流派固有の樂曲を主とし、或は其流派の最も古きもの湮滅に頻せるものは或は各流派に亘り比較考察に便なるもの等に就きて或は歴史的に或は實質内容上より或は形式的發達の變遷上より見て最も代表的なる者を選びて精細嚴密なる調査考究をなす方針を以て進行し來れり。今各流派について其の一二を記せば左の如し。

平曲 平曲二百句を類別すれば普通物、揃物、五句揃、炎上物、讀物、准頂、小祕事、大祕事、八坂流訪月の九種となる。されば本調査掛は此等各種に就いてその代表的なるものを採りて調査することとし、其方針に依れり。既に調査完了せるもの中「奈須與一」「木曾最期」の普通物なるが如き「腰越狀」の讀物なるが如き、これなり。尙平曲に於ては、一面には琵琶の彈法に就てもあらゆる種類を調査しつゝあり。

能樂 能樂固有の曲節を成る可く多く含み、而かも調査上比較の平易なる種類のものより調査を進めて、漸次複雑なるものに及ぶ方針を採り、既に「西王母」「三井寺」「羽衣」其の他數段の調査

結了を見るに至れり。

河東節 一方に於ては「江戸節根元集」に掲載せる河東節のあらゆる曲節を網羅せる二百餘種の代表的なる節と手とを逐次に調査し、既にほぼ終了するに至れり。而して他方にては、此等の種々なる曲節を組合せて作曲せられし淨瑠璃中の最も著名なるものを採りてこれを調査す。例へば既に調査完了せる「神樂獅子」の如きは、初代河東、初代山彦源四郎の作曲(せ)るものにて河東節中曲指の名曲たり、而して享保七年中中村座に於て二代目團十郎の演ぜし所作の地を語りし淨瑠璃にて實質上より見るも歴史的に考ふるも、決して觀過す可からざる名曲たるが如きこれなり。

一中節 都派、菅野派共に代表的なるものを採る。例へば前者は「辰己の四季」「賤機帯」「皐月前道行」等を首めとして十餘段を既に調査せるが如き、後者に「松襲」「稽首國道行」「神樂高砂」等十餘段を調査せるが如き、又一方には富本の名曲「淺間」との比較研究の爲めに都一中の「傾城淺間嶽」を調査せるが如き或は最も古くして而かも湮滅に頻せるものなればとて菅野一中の「萬屋助六」を調査せるが如きは孰れも本調査掛の調査の大方針に従ひしものなり。

常磐津 に於て先づ「積戀雪關扉」を採りしが如きは此淨瑠璃が常磐津に於て其の量に於ても、其の實質に於ても第一位は居る可きのみならず、實に豊後節として傑作中の傑作たるによる。

富本節 「年朝嘉例壽(長生)」「倅淺間嶽」「高尾懺悔」等を始めとして、名曲數十段に調査せり。而して此等は大抵富本節の眞髓を知るに足るものなり。何となれば右の淨瑠璃は多くは一代の名曲

として知られたる二代目豊前太夫の時に作曲せられしものなればなり。

清元節 清元と云へば直ちに聯想する「梅の春」「北州」「保名」その他十數段調査終結せり。又「淺間」の比較研究の爲めに「初霞淺間獄」をも採れり。

江戸長唄 一方に於ては以前盛んに劇場に用ひられ、且つ所謂江戸長唄と其實質上に於て重大なる關係を有するもの、如くにして現時頗る衰頹せる「めりやす」の調査に大に力を注ぎ、此方面に於て得る所尠なからざりしと共に、「七福神」の如き江戸長唄としては最も古しと云はるゝもの、或は「英執着獅子」「京鹿子娘道成寺」の如き、或は「勸進帳」の如き代表的なる名曲を調査し、傍ら劇場用合方例へば「中の舞」「序の舞」「水の合方」「幕三重」「送り三重」「行列三重床下せり上げ」その他多くを調査せり。

箏曲 既に箏曲集第二篇として出版の計劃に屬するものは調査完結し不日出版の運びに至れり。

以上は本調査掛の調査の近況として其の概略を實例によ(り)て記述せるものなるが、其の成蹟の實質如何は遺憾ながら茲に述べ難し何となれば凡て樂譜によりて記載されあるにより、かゝる簡單なる叙述にはこれを容るゝの餘地なければなり。尙一言附記す可きは、各流の調査曲目を選定する場合には、本調査掛が各流家元の言、竝に此方面の専門家の意見を參酌して決定する事及び各流派共本調査掛創立當初より調査を開始せしに非ずして都合上先づ一中富本、清元平曲より始め、順次長唄、河東、能樂等を加へ、常磐津の如きは最近數ヶ月以前より開始せし事これなり。

次に煙滅に瀕せるもの、又は地方に分布せるものの収集の方法としては、首として蓄音機蠟管に吹き込む方針にて、既に各流を通じて吹込みたるもの各數段あると、此際更に多くの力を此方面に致す計劃を採り以上に記せる各流派中の絶滅せんとするものは勿論説教淨瑠璃の如き、仙臺淨瑠璃の如き乃至福岡地方の幸若舞の如きも至急収集する事に選定しそれより。

順次各種の歌謠に及(ば)す計劃なり又文字上の調査も大に其歩を進め邦樂の歴史的研究の立場より必要と認めて編纂に従事せし邦樂年表は、既に豊後三流の分は完璧に近きものを得るに至り尙引き続き多方面に亘りて研究の歩を進めつゝあり。其詳細は何れ後日機を見て記すこと、し今は主として曲節の方面に重きを置きて述べたり。(明治四十三年二月十六日記)

(音楽 第一卷第二号 明治四十三年二月 二六—二七頁)

#### 邦樂調査掛記事

茲には主として本年一月以後の邦樂調査事業の経過につきて其の概要を述ぶる積りにて、先づ本誌第二號所載の「邦樂調査掛近況」に接續すべきものと見るべし。尤も一言斷り置き度きは、邦樂調査掛の事業の大部分は樂譜に關したる事なれば、かゝる簡單なる記事にては其の内容に入り難く勢ひこれを省略して、單に其の一部の摘要に過ぎざるものとなることこれなり。

第一に述べべきは邦樂調査掛の方針に就てなり。尤も之は既に本調査掛創設當時に於て、邦樂の調査及び保存を爲すを以て目的とすと定めあることなれば、今更めて取り立つる必要は無きもの、如くなれど、實は本年に及んで更に其の範圍を明かにし、其の輪廓を鮮

かにし、其の性質を確定したる感あるを以てなり。何となれば掛長が本年度に於て、火曜日例會席上に於て邦樂調査の根本方針に就て其の趣旨を述べられたる事あるを以てなり。今其の趣旨を述べれば次の如し。邦樂調査掛は從來の方針に基づき今後時の古今と場處の都鄙とを問はず凡てに亘りて一層深く且つ一層廣く邦樂の根本的研究、秩序ある調査精確なる討究をなすを以て大方針となすべきなり。而して之と同時に其の成績品を天下後世に出來得可き丈多く遺す事を心掛くべし。其の成績品として遺すべきものは廣義に於ける日本音樂史料の最も精確なるものなるを要す。本調査掛の事業は、調査の結果研究の所産なりとして、これに對して何等かの論斷を下すを以て究極なり、事業の段落なり、最後は特に此處に到達す可き性質のものなりと思惟すべきにあらず。結論を下し、研究上に掛員一個の意見を差挟むは斷じて本調査掛の目的にあらず。之は個人の事業なり。本調査掛の目的はかゝる人々に對して其の研究の資料を提供するを以て任とすべき覺悟なるを要す。即ち本調査掛の態度は或點に於て史料編纂掛のそれに似たるものあり。基礎的研究をなすを以て目的とすべし。邦樂又は邦樂史研究者乃至廣く日本の文藝史研究者に向て精確なる資料を豊富に提供し得るに至るを以て其の抱負となすべし。而して如上の主意を實現すべき具體的方案として、大要次の如き要項につきて調査の歩を進むるを可なりと信ず。

一、現時の邦樂年表編纂の事業は更にこれを擴張し我が國の古今を通じて各流を網羅せる邦樂大年表の完成を理想として大に努力すること。  
竝に之が爲に要する史料を事情の許す限り蒐集する事。

一、從來の樂曲調査は各掛員適當に之を分擔する方法を立て自其の範圍

内に於て理論的根本的の調査討究に深く力を致すと共に各自一致協力して成績を擧ぐべきこと。

一、日本固有の樂譜、異れる節等のあらゆる形式種類を蒐集齊整し進んでは之を西洋樂譜に翻譯し、以て曲節の變遷發達の跡を尋ぬるを得可き最善なる方法を講じてこれが實行に力を盡し度きこと。

一、都鄙を問はず湮滅に瀕せる歌謠は至急調査保存に力を致すべく又地方に散在する古曲にして歴史的に取調ぶる必要ありと認むるものは適當の方法によりて其の途を講ずること。

さて邦樂調査の根本方針は大要右の如くなるが經費其の他の事情の爲め其の計畫全部實行の運びには至らざりしと雖も、其の經過の大要は次の如し。

曲節の方面に就てこれを見るに先づ前年の事業の繼續にして調査せし流派も異るなく其の方法も亦變更せし事なく、平曲に就ては八坂流「訪月」外數段、能樂に於ては「羽衣」「船辨慶」等、河東節は「傀儡師」「小鍛冶名劍のまき(半太夫)」等、都一中は「與作」「道行三度笠」「お夏笠物狂」「鶏合」「淺間」等、菅野一中は「自然居士」「江戸紫」「泰平船盡し」等、常磐津は「關扉」「將門」「おしどり」等、富本は「忠信」「長生」「高尾懺悔」「神樂獅子」「豊の前」等、清元は「玉兔」「鳥羽繪」「子守」「梅の春」「老松」等、江戸長唄は「勸進帳」を始めとしめりやす及び劇場用合方の多數を調査せり。

又暑中休業以後は流派毎に記譜者の分擔を定め、平曲は楠美調査員、常磐津・菅野・一中・箏曲は前田調査員、江戸長唄は本居調査員、河東・能樂・清元は三宅囑託、都一中・富本・長唄(劇場用合方)は竹内補助と定めたり。而して毎週土曜日の午前に各掛員相會

して記譜上の諸問題に關して審議する事となれり。

次に文字上の調査の方面にては、豊後三流の年表編纂上に於ては、本年度に及んで常磐津家元所藏本の全部及び此の方面に關する多數藏書家の貴重本の借覽等によりて更に足らざりしを補ひ疑點を晴らせし點尠ならず、従つて一層精確なるものとなれり。これと同時に年表の第二編として江戸長唄、半太夫・河東・一中節の年表編纂に着手せり。而して此の第二編に於ては江戸長唄に大薩摩を附屬せしめ、半太夫・河東の下に於てこれが源流支流として江戸に發達せし淨瑠璃の各流派を一切取扱ふ。従て豊後三流年表と相俟て江戸の劇場に用ひられし音楽は勿論、廣く江戸を中心とせる淨瑠璃、唄系統のものを網羅し得可しと信ず。されば其の事業たるや決して容易ならずと雖も大いに其の歩を進め既に原稿本の脱稿を見るに至れり。

年表と相俟て本年度に新たに着手せる事業は、各流派の語り物中に現に詞章の傳はれるもの幾何ありや、又曲節の残れるもの何段あるかに就ても精細なる調査をなさんと夫々其の運びとなり居る事なり。而してこれに伴ひて各流派の語物の解題を作り邦樂年表と相依り相助けて其曲の梗概を彷彿せしめん計畫にて天沼氏に河東・一中、幸堂氏に常磐津・富本、永井氏に清元・江戸長唄を依託し、高野氏之を總括する任に當り頗る其の成績を擧げ今尙繼續中なり。

最後に本調査掛の事業として擧ぐべきは、第一に本年八月高野三宅兩氏命を受けて京都に出張し、大原三千院にて僧正瀧本深達氏及び竹内道忍氏に就きて顯派聲明の取調をなし、智積院に大僧正伊藤宗盛師の密派聲明の調聲を乞ひ、又平曲家藤村性禪氏に平曲を聽

き、更に百原檢校によりて三味線の古曲本手破手を聽き、齎し歸りし處多かりき。次で瀧本竹内二氏の東上を機とし本校に招きて調聲を求めたる次第は既に本誌之を載せたり。又奥淨瑠璃及琉球歌等の演奏に關しても夫々別に本誌上に記載せらるべきを以て今茲に贅せず。

(十一月十五日記)

〔音楽〕第二卷第一号 明治四十四年一月 五五〜五七頁

邦樂調査に就いて

湯原元一談

藝術も種々に分れて居るが、單に音楽を繪畫に比較すれば、其の創作の困難は、到底日を同じうして語ることが出来ぬ。繪畫には模寫と云ふことが出来るが、音楽は夫れが出来ぬ、繪畫は一通り手法を會得して何か新しい題材を見附ければ其れで免も角も創作といふことになるが、音楽の方ではさうは行かぬ。題材といつた處で外にある譯でない。皆これを自分の心の中から搜出さなければならぬ。其れから繪具の遣方も六かしいが、音の遣方は更に一層六かしい。これには色々の理窟張つた事も研究せねばならぬ。一寸眼の前に見ゆる山水を寫取るといふやうな風には行かない。其れや此れやで繪畫の方には、随分新しい大畫家が出るが、豪い音楽家或は作曲家は以上の困難が潜むので割合に多く輩出せぬ。而して依然として、ベートーヴェンとか、ワグネルとかの古い作曲が、飽かず尊重され、繰返され、古いのほど價值があるやうに思はれて居る、是は素より彼のベートーヴェンとか、ワグネルとかゞ孰も不世出の天才で、後世能く企て及ぶ大才が出来ぬからでもあるが、一つは作曲其の

ものが困難なので、後世にも多く其等に勝るものが出ないと云ふことに存すると見ても宜しからう。併し古に泥んで今を賤むは、支那の進歩せざる所以であつた、昔時大なる天才があつたからと云うて、今日に天才が出ぬと云ふ事はない、否天才なると天才ならざるに係はらず、今日の音楽家藝術家はどんぐり今日の時勢思潮の傾向に適應した新音楽を作成して、以て世界藝術の上に貢献せねばならぬ。殊に日本の音楽界の如きは、西洋音楽界に比すれば其の發達と進歩の差は音に霄壤のみでない、世界の第一等國たる日本としても、又國民性に適應した新音楽の必要の方面からも、今日は日本音楽家の大に奮起し、努力すべき音楽界の維新時代であらう。然らば如何にして此革新及び研究等の事業に着手すべきであるか。

先づ日本と西洋の藝術と其揆を異にする特徴は何處にあるか、其の第一に著しいことは、西洋の人は、男でも女でも、感情を如何なる場合にても自由に放射する泣きたい時は盛に泣き笑ひたい時はどんな人の前でも盛に笑ふ、此の感情の自由の放射と云ふことは、臆て藝術の上にも其の俛に現れて居る。殊に音楽の如きは感情の高潮を掩はず包まず、飽まで放縱に放射する、自然の俛に自然を表現する。所謂自然主義である。元來が感情を表はすを、唯一の約束とする藝術のことゆる多少の弊害は存するにしても、是れが眞の發達した藝術と認めらるべきものであらう。然るに日本の藝術は、西洋とは反對に、國に特有の倫理觀、或は國民氣質などの感化が、藝術の方面にも著しく影響して、日本の藝術は、感情を或る部分まで意思の力で抑制する、自由に感情を放射せしめず、却つて之を掩ひ包

む其の苦肉と葛藤の間に、却つて美なるものが存すると云ふことになつて居る。而して是が日本の藝術の立場であつて、夫が尙ほ一層上品や高尚を尊ぶ處から、濫ぶ味、或は寂し味などを加味したものが、謠となり能となり斯う云ふものが貴族社會などの間に賞美されることゝなつた。成程是等は上品ではあらう、併し是はどうも人間の眞の感情からは餘程隔の遠いものとなつたのである。さればとて勿論夫れが悪いと云ふのでは無い、西洋にも日本にも、夫れゝ異つた特徴の美はあるのであるが、是れからの日本音楽をして、眞の藝術たる意味に達せしめんとするには、も少し眞の感情を唱つた、活きたものとする餘地があると思ふ。

以上は東西音楽の歴史を性質から見た議論である。次に研究の方式とでも云ふものから見やう。先づ音楽其のものを學理的に研究し、之を合理的に整へて行くことは、音楽家の第一の仕事であるが殊に日本の音楽家の重なる責任は此方面に潜むのではあるまいか。音楽を學理的に研究して行つて居ることは、いふまでも無く西洋が第一である。支那でも音楽の研究は却々古くから發達し、夫れに關した著書も随分と多い、それは禮樂射御書數と云つて、音楽を政治上の要道の一つとして、重じたるのにも依るのであらう。今日は其書籍の湮滅して居るものも少くないにせよ、免に角其の研究は、可なり緻密でもあり又餘程立派に調べられたものだ。斯くて周以前から漢以後まで續いたのが、其の後になつてからは漸く其研究も廢れて而して今日に至つた次第である。偕て日本に至つてはどうか、日本では學理的に音楽を研究したことは、多少はあるにしても多く見當らぬので、其の存するものでさへ、餘り完全に整うた、精

緻な學説とは認められぬ、その上多くは支那の樂理の受賣りに過ぎないのである。大抵は耳と手だけに依頼して、頭腦——學識學理——などを顧るべきものとしなかつた。も一つは、肉聲なら肉聲、器樂なら器樂と云ふ獨立した音樂の權威を認むると云ふ事が無く、音樂は劇の附屬物で又器樂は唱歌の補助機關になつて居るから、一つに對する研究の出來やうのなかつたといふ點もある。免も角日本の音樂は斯る歴史、斯る性質の上から、學説の方面は全く閑却されて了つた。随つて曲譜などの性質のものは一つも出來て居らず、所謂祕傳と云ふのは口傳であるから、一朝其道の大家と呼ばるゝ者が亡くなるといふ困難があつた。斯うした意味からも、今に於て日本古來の音樂の特質及び一つ一つの歴史とか、種類とか、又は歌謠、彈奏などを委しく謂べて置くと共に、更に之を學理に照應し、整理して置くことは、音樂の發達しつゝある今日よりも必要なことで、是れまで邦樂調查會の事業として實驗した結果によつても、今日より後れては、到底調査の途の無いことが深く確認される。

是等は間接の必要であるが、更に直接に邦樂調査と整理の必要を感ずることは、國民性と音樂の關係である。西洋樂がいくら學理的に精確で、藝術的に優勝なものであつても、之を風俗習慣智識を異にした我國民の全部に會得させることは、甚六かしい事業である。或は悉く會得させ得たにしても由來大藝術はいくらコスモポリタンと云つた處が、深く目指す點は國民性の發現にある、ワグネルの樂曲がいかに大藝術でも、其の本國民たる獨逸人が聞くのと、他國人たる英佛人が聞くのとは、其の印象や感情に於て大なる差違があ

る。沙翁劇はいくら傑作でも、獨逸などでは必しも英國民ほどに感賞されるものとは言はれぬ。要するに國民性なるものは、いかなる方法を以てしても、之を悉皆取除けることの出來ぬ第二の自然たる鐵條網である、塹壕である。我國の識者と呼ぶるゝ階級にも、ワグネルやベートヴェンの作曲を、成る程藝術の極致として賞美する者が多からう、併し此人達が我國の義大夫を聞き常磐津の絃聲を耳にした場合には、是等のものが却つて前者よりも一層親愛の感じのする音樂として享受さるゝことは無いか、是れが即掩はれぬ自然の國民性である。既に然り、藝術は感情に訴へるを主とする、何故に日本の音樂家は國民に向つて、獨逸や英米の樂曲を推奨すると共に更に直接に感情の深く印象さるゝ日本の新音樂を供給せぬのであらうか、或は日本の今日の音樂に、藝術として採るべきものが無いと云ふが、併し將來に於ても、斯るものが決して出ぬのとは斷言し難い、否、これをして將來必偉大なる新音樂を作成せしめねばならぬのである。西洋料理はいかに旨くとも、日本國民は永久に西洋料理のみに甘じて居ない、必米の飯に歸つて來る、其の米の飯の準備が今日に必要なのである。然らば國民性の發現たる新音樂は如何にして組成さるべき乎、遠く歴史に溯つて、あらゆる日本の音樂を調査し、其の成立せる所以、及び其の元祖たる人々の傳來歌曲の歴史、其他一般を委しく知り得て、以て國民性に現れた音樂の所因を分解する。次に之を學理的に講究して最も研究の行届いた、かの歐米音樂に参照し、此間を調節して以て、改めて一つの立派なものを形作るにある。たとへば近頃我校の本居君の一つとや節を基礎として其のヴァリエーションを試て大に成功した、歌は一つとや節其ものでは

ないが、夫れが根本になつて居るから、聞いた人には洋樂などよりは耳に親しい、是れは一つの試に過ぎぬが、斯う云ふ仕事は、是れからの若い音樂家の必着手すべきことであつて、之を基本として發達を圖らねば新音樂の成立は六づかしいのである。

目下調査しつゝある邦樂の現状を云はう、是は文字と音曲と二つに分けてあるが、文字の方では、富本、清元、常磐津の豊後節三流で、長唄の解題其の他の著述は既に出來上つて印刷に附せんとしつゝある。調査會の方針としては、新しい處から古い處へ遡らうとするので、此三豊後節から進んで、長唄、河東、新内から義太夫、謠曲、平家、聲明と云つた順序に行くことになつて居る。此の中義太夫の元はどうしても大阪で、其の代表者たるものを囑託したいと思つて其の筋の人に依頼して置いた。平家は館山の外に、京都に藤村と云ふがあつて、是れは平家琵琶にかけては、日本で一番委しい人だから此人を呼んで聞くことにしてある。古い處では幸若と云ふものがある、是は唯筑後柳川に残つて居るばかりであるが、そこに居る松尾源藏と云ふ老人が最も能く之を知つて居ると云ふことを聞いたから、昨年人を遣つた處、幸に書類もあつたし、謠や囃子は蓄音器に入れた。入れると間もなく源藏は死んで了つた。夫れと共に同地方に反哉節と云ふのがある、是は南北朝の時代から流行つて居たもので、菊池家に存し、懷良親王などにも御聞に達したほど古いものなさうだ、是もどうにか分つた。次は昨年上京させて遣らせて見た仙臺淨瑠璃である、是は唯一人残つて居た、節は稍弱れて居るが義太夫の前身だらうとのことで、其の面影は了解される、引續いて越後方面にも金平淨瑠璃と云ふのが残つて居る、これ

も彼地の郡長に頼んで調べた處が今まで見たことのないのが二部ばかりあつた。其の曲のも八十ばかりの老人がタツタ一人残つて居るといふことであるから、是も呼んで近い中に調べることになつて居る。又佐渡に極て古く傳はつて居る文彌節と云ふがある、是も同地の郡長が詳しく調べて呉れた結果、是は遣る人が三人ばかりあり其中の一人は至つて古實にも明るいといふことで、夫れに關する歌詞を送つて呉れたので寫して置いた、文彌の泣き節とて、野呂松人形に合せて謠つたもので、此の人形も残つて居るさうである。

夫れから聲明に就て智識を有する、天台宗大原三千院の前任職に上京して貰つて、色々古い處から聞いたが、是は隨分得た處が多かつた、之を聞くと聲明なるものは、朗詠、平家、謠曲などの元祖を爲せるものたるものが解つた、聲明には和讚漢讚梵讚といふものがある。梵讚は今の西洋の歌を其のまゝ歌ふ様なもので和讚漢讚は今の西洋の曲に和讚の歌を附けて歌ふやうなものであつた。之によつて見ても日本の音樂も元は矢張西洋のやうに讚美歌、少くとも寺院音樂が基になつて居ることが解つた、此の點は東西一致である。

此の外琉球歌をも少しく調べた。又支那琵琶にも追々に手を擴げる覺悟である。自然雅樂も範圍内であるか、是は宮内省の態度によつてせねばならぬ。箏曲では生田流が久しく衰へて居たのを今度學校で教授することにした。是は山田流と相對して琴曲を教授して居るが、實は生田流では三味線の方が面白い處がある。

斯くの如く、邦樂の研究には、僅かな豫算の中から、出来るだけ



手を擴げて調査を試みて居るが、困ることは其の家元などの名人で、僅かに残つた者が次第に死ぬこと、文書の湮滅した結果、自然古曲の湮滅に歸せんとすることである。例の科學的でないにしても、傳説や歴史や奥儀を書いた文書などは、汗牛充棟と云ふ程多いのであるが、古曲として顧みられぬから、残つて居る文書なども反古の中に捨てられて了ふ。それを拾つて夫れく調査をして行かうといふのであるが、斯うした方面は、歴史家も一つの研究材料として力を入れて欲しいと思ふ。

此處に面白い、而して油斷のならぬ現象は、日本古樂が海外の人によつて其價値を復活すること、猶當年の繪畫の如きものがあるではないかと云ふことである。當年の日本の繪畫の價値は、ビゲローやフェノロサなど云ふ好事家によつて認められた結果、盛んになつた次第であるが、今日歐米の日本を研究する學者や藝術家などには、日本の音樂に留意して居る人が尠なくない、英吉利の人でピコツトといふのが日本音樂に關する可なり大きな書を著し、琴を主として其の他日本音樂の大體に亘り盛んに研究を試みて居る。又永く日本に居つたルルーといふ佛人は、雅樂を研究して其れに就て長論文を書いて學校に送つて來た。獨逸の萬國協會からも態々日本在留の同國の音樂者に研究材料の蒐集を依頼して來て居る。此の外米國露國等から音樂學校へ向けて盛んに是等の調査的質問を寄する者が多い、是は餘程注目すべき價値があると思ふ。一體今日の歐米の音樂界には多少反動の起つて居る氣味がある。音樂が餘りに發達し、複雑した爲に、宮商角徵と云つた風の音を一つくりに持つた、本然の味を深く味ふことが出來ぬと云ふので、此の點からワグネルのオ

ペラなどには多少の反對の聲が擧げられて居る。どうか斯様な複雑な調を離れて、元の素朴な、もしゆとりのある音樂が聞きたいといふが、批評界一部の希望であるらしい。此點からいふと、象徴的で、素朴な想像の餘地の多い、日本音樂の如きものが或は一部の西洋人に床しがられるやうになるかも知れぬ。其一例といふ譯でもないが彼の伊太利のプチニーが作つた「お蝶さん」<sup>マダムバタールフライ</sup>が、歐洲人一般の嗜好に適つて、製作後年久しい今日も、猶歐洲各國で盛に興行されて倦まぬと云ふのは、或は其の中に日本趣味を香はす爲に採り入れたトコトシヤレ節などが案外に氣に入つた爲かも知れない。併し是は自分だけの想像で勿論確な根據はない。海外の人ですら斯くの如く注意する以上、我國民が之に對して大に注意をし、日本古來の音樂の保存及び研究に従事す可きは當然の事である。實際今日の藝人は生活に迫はれて邦樂の保存や研究の熱心はあつても、之を作成し得る餘裕も餘力もない、之に對しては制度上の施設も必要であるが、資本家なるものも之を保護して我等と共に大に其の歩を進めんことを希望するものである。「日本及日本人」六月號

〔音樂〕第二卷第八号 明治四十四年八月 三五〜三七頁

事業報告（文部省専門學務局長宛）。欄外に「三年一月十四日」の記載がある。

本調査掛ハ調査ニ要スル記録、材料、樂曲等ノ蒐集上ノ便宜及ビ其他ノ關係ヨリ先ツ調査ヲ近世ニ起シ漸次古代ニ溯ラントスル計畫ナリ、而シテ其方法トシテ一方ハ文書上ヨリシ、一方ハ樂曲ノ内容

上ヨリス。

文書ノ方面ニ於テハ本校ノ購入ニ係ルモノ、外掛員ガ數年ノ盡力ニヨリ遺憾ナク材料ヲ蒐集シ得タリ、此中ニハ世ニ得難キ珍書亦尠カラズ。

樂曲調査ノ方面ニ於テハ既に各流ノ代表的名曲ノ多數ヲ記譜シ、目下蓄音機ニヨリテ簡單・且廉價ニ吹込保存シ得ル種筒ノ考案ヲ東京高等工業學校ニ依頼シ、畧々成效ノ見込ヲ得タリ、之ガ完成ノ上ハ極力之ヲ利用シテ煙滅ニ瀕セル總テノ古曲ヲ速ニ吹込ミ保存スル計畫ナリ。

樂曲方面ノ根本問題トシテ樂曲ノ構造、原理及其歴史の變遷、發達ニ關スル調査ハ最モ困難ナル事業ニシテ掛員極力之ガ研究ニ勉メツ、アリト雖猶其發表ニハ多大ノ時日ヲ要スルナルベシ、而シテ本年ヨリハ新ニ適任者ヲ囑託シテ心理學的見地ヨリシテノ樂曲研究ヲモ開始スル計畫ナリ。

斯クテ本掛ガ今日迄研究調査ノ結果、近世邦樂ノ性質一般ニ就テハ畧々其見込モ付キタレハ本年ヨリ更ニ調査ノ範圍ヲ擴大、在來ノ雅樂ヲ中心トシテ上ハ聲明ニ、下ハ謠曲ニ至ル迄ノ研究ヲモ開始スル計畫ニテ斯道ニ堪能ナル宮内省樂人ノ中ヨリ二三名ヲ囑託シ又新ニ助手トシテ本校卒業生ヲモ採用シテ之ガ調査ヲ擔當セシメントス、而シテ其調査方針ハ從來ト全シク文書、樂曲ノ兩方面ヨリ着手スル筈ナリ、猶又文書ニ關シテハ其方面ノ舊家ヨリ家傳ノ祕書等ノ提供ヲ仰グ便宜ヲ得タリ

但シ邦樂ニ對シテ古今ヲ總覽シテ確乎タル意見ヲ決定スルニハ猶多大ノ歲月ヲ要スレドモ 差當リ其部分的研究ノ結果ハ時々發表ノ

豫定ナリ

猶一言附加スベキハ 本年ヨリ 本校教科目音樂史ノ一部分トシテ雅樂史ノ一般ヲモ課スルコトトナセリ

在來調査ノ成績ノ左ノ如シ

出版物

文書ノ部

- 一 近世邦樂年表 第一編 一册 既刊
- 一 全 第二編 一册 印刷中
- 一 全 第三編 一册 整理中

右ハ近世邦樂調査上ノ根本的材料トナルモノナリ

樂曲ノ部

- 一 平曲 一曲
- 一 能樂 一曲
- 一 半太夫節 一曲
- 一 河東節 一曲
- 一 都一中節 二曲
- 一 菅野一中節 二曲
- 一 常磐津節 二曲
- 一 富本節 二曲
- 一 清元節 三曲
- 一 長唄 一曲
- 一 めりやす 五曲
- 一 劇場用合方 十七曲

出版伺中

(本掛ニ於テ決定シタル嚴正ナル記譜法ニヨリテ作製シタルモノニシテ坊間流布ノモノト大ニ其性質ヲ異ニス)

一 箏曲集 第二編 一冊 印刷中

一 全 第一編 一冊 訂正印刷中

一 邦樂ノ練習曲集 第一編 整理中

(邦樂ヲ秩序的ニ教授スル目的ノ爲ニ供(ス)ルモノ)

出版未定ノモノ

聲明 幸若 文彌 仙臺淨瑠璃 繁太夫 京唄 等

東京音樂(学校)長

専門(学務)局長宛

追而

尙右詳細ニ就テ必要ノ折ハ掛員ヲ差出スヘク候 (手書き)

(「邦樂調査掛關係書類 上」)

採譜作業のうち大正十年以降も長期継続しているのは箏曲、雅樂、劇場合方で大半がそれ以前に終了もしくは中断しており、徐々に縮小されている。十二年後期、前田久八、北村季晴、梁田貞の三氏が十一月一日で囑託を解かれてからは記譜担当は弘田龍太郎ひとりになっていた。その頃から調査の中止を請われるようになったらしく、危惧した弘田が掛長に調査延長の願いを提出した。この文書が『邦樂調査掛關係書類』の最後に残されている。日付は大正十三年九月二十九日。その後弘田は採譜の整理、浄書に昭和三年まで鋭意努力した。

邦樂調査も大震災後前田、北村、梁田の三氏を失ひ、調査の進行に對して、一頓挫を來しました、今では樂譜の方に關しては殆ど私

一人と云ふわけで、もし私が今にして今迄調査されたものを、まとめて置かねば後世になって殆ど大部分のものが不明になつてしまふ恐れがあります。然る時には今迄調査の爲め多額の費用をお出し下さつた當局に對し又私利を顧みず努力して下さつた先輩諸先生に對し最後に多少の期待をせられて居る一般國民に對しまことに申しわけがなく、もしこのまゝにして樂譜が打捨てらるゝ時には、私は眞に恥死すべきであると思つて、ここに筆をとりました。まことに已むを得ずして記しますことで、其の他に何等の理由もありませんです。何とぞ私の微意をお酌みとりの上、御熱讀の程願ひ上げたいと存じます。

雅樂

雅樂の調査を始めましたのは湯原校長時代の事で、私が邦樂調査補助を命ぜられると殆ど同時に雅樂調査が始まり、直ちに其の擔當を命ぜられたのでございますから、邦樂調査に於ける雅樂の調査は私によつて始まつたので、従つて私にとっては重大な責任があるので、是だけは是非とも完成させたいと存じます。幸にも東儀俊龍、奥好義、多久寅及び故多忠基四氏の非常な御盡力によりまして、今や殆ど完全な樂譜が提出されんとして居ります。かゝる四氏の非常な御盡力も公務に對する責任感の強いからである事は云ふ迄もないのですが、尙其れ以上私が推察致しますには雅樂と云ふものを今にして樂譜として記して置かねば後世に傳へ得ないと云ふ感が強いのではないかと存じます。而も其の傳へるといふ雅樂所も種々の事情よりして次第に衰微せんとし、眞の雅樂を傳ふる事が果して今後ど

の位迄實現せられる事とせう。現在に於てすら完全な舞樂は最早演  
出されないと聞きおよんで居ますから、眞に將來は推して知るべき  
ではないかと存じます。

雅樂は之を管絃と歌ひ物に分ちますが、管絃六十數曲は大體の調  
査を終り（五常樂序の如きもの數曲を省き）今は完全な樂譜を淨寫  
し上げんと努力を拂つて居ります。此時に當つて之を中止しますれ  
ば全く今迄の努力は全部水泡に歸するのでございますから、今の中  
に此等の曲全部は必ず完成されなければならないのであります。之  
は私一個の考へではなく、東儀、奥、多三氏の明言せられた處であ  
ります。

一つの調査事業を始めた者が其の事業の完成を俟たずして途中で  
挫折する事の如何に遺憾であるかは何とぞお察し願ひ上げたいと存  
じます。

歌ひ物の調査も今の中にしなければ、十數年を出でずして神樂歌  
の一部でさへも不明になるかも知れません。悔ひを千年後に残した  
くはないのですが、併し現在の處では力を二つに分ち難いので、歌  
ひ物の調査は第二期として今は管絃の完成に努力したいと存しま  
す。

#### 其の他の邦樂

種々な先輩の手によりてなされました樂譜は山積して居りまし  
て、之を一見しても先輩の努力は思ひやられます。然るに鉛筆のみ  
で記されてインクで記されて居ないものが、未だ約二千餘頁もあり  
まして、之は速にインクで寫して置かねば間もなく磨滅して消え失

せます。不明の點は各派の調査囑托にきき、是非共インクで寫して  
置く必要があります。

雅樂の歌ひ物の調査は第二期とし、今は雅樂管絃の完成と其他の  
邦樂の樂譜淨寫に努力すべきものと思ひます。係長より「一先づ調  
査を切り上げるやうに」とのお話しは大震災頃からでございます  
が、大震災後、係員及び室の移動等で昨年中は何にも出来ませんで  
した。今年一月より始めましたのでございますから、せねばならぬ  
残務は多くあります。之等残務整理は以上に記しました通り、今年  
度だけでは完成されません。何とぞ十四年度即ち大正十年三月三十  
一日迄にして戴きたいと存じます。之れ以上の御延期は私は絶対に  
申上げません。只第二期の雅樂の歌ひ物調査をお含み下されば結構  
と存じます。

以上申し上げました事は目睫に迫つてなさねばならぬ今迄の整理  
に關します事でございますが、猶一步進めまして今後の邦樂調査に  
就ては日を改めて又申し上げたいと存じます。失禮な言もあつたか  
と存じますが何とぞ私の眞意を御推察の上御判断の程伏して願ひ上  
げます。

大正十三年九月二十九日

弘田龍太郎印

邦樂調査掛長村上直次郎殿

〔手書き〕

〔邦樂調査掛關係書類 下〕